○厚生労働省告示第二百十七号

厚 部 薬 \mathcal{O} 担 当 を改 生 医 価 診 省 療 基 規 療 準 告 報 正 \mathcal{O} 則 す 確 酬 示 る 及 第 保 昭 \mathcal{O} 告 + に 和 算 U . 関 三十二 定 療 兀 示 号) す 方 を 担 る 法 規 次 第 法 年 \mathcal{O} 則 平 厚 <u>一</u> 十 よう 律 及 生 成 \mathcal{O} び に 薬 条 規 省 第三 + 定 定 担 令 に 第 年 \Diamond 規 号 ょ 厚 + 則 る 生 平 五. 並 ^ 療 号) 及 労 成 U 養 働 に び 三 第 第二十 + \mathcal{O} 省 療 上 告 示 給 担 + 年 基 付 条 第 兀 等 準 第二 条 五. 月 12 \mathcal{O} 第三 十九 三 基 取 号 日 づ 扱 号) 号 か き 1 及 厚 及 5 ^ 並 び 適 び 生 \mathcal{O} 第二 労 規 担 び 用 . 当 定 に す 働 + る。 大 に 保 に 臣 基 関 険 __ づ す が 医 条 る 第二 き、 療 定 基 \Diamond 機 号 準 関 る 使 掲 用 及 ^ 薬 昭 並 び 示 保 事 び 剤 和 に 険 項 五. \mathcal{O} 等 + 医 薬 高 八 療 \mathcal{O} 齢 価 養 年 者

平成三十一年四月二日

厚生労働大臣 根本 匠

使 用 薬 剤 \mathcal{O} 薬 価 (薬 価 基 準) 及 び 療 担 規 則 及 び 薬 担 規 則 並 び に 療 担 基 準 に . 基 づ き 厚 生 労 働 大 臣

が 定 \otimes る 掲 示 事 項 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 告 示

(使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正)

第 条 使 用 薬 剤 \mathcal{O} 薬 価 (薬 価 基 準 伞 成二十 年 厚 生 労 働 省 告 示 第六 + 号) 0) 部 を 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} ょ う

に改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正	溆				改	빔	荆
別表 第1部~第16部 (略) <u>第17部</u> 内	<u>追</u> 用	補 (13) 薬		別表 第1部~第16部 (新設)	(略)			
<u>品 名</u>		札 単 位	<u>薬</u> 価 円					
<u>(ひ)</u> ビクタルビ配合錠		1錠	6, 972. 30					

(療担規則及び薬担 規則並 びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事 項等の一 部改正)

年厚生労働省告示第百七号) の 一 部を次の表 のように改正する。 第二条

療担

規則

及び

薬担規則

並びに

療担

基準

に基づき厚生労働大臣

が

定める掲示事項等

(平成十八

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

射 薬等 第 生労 働 大臣 が 定

厚

生

労

働

大臣

が

. 定め

る注

改

正

後

間 上 限 け 5 n 7 1 る 医 薬

め

る注

射

薬等

改

正

前

第三号 分を限 並 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 担 へ の 度 に規 とされ 療 則 厚 担 第 生 基 一労働 準 十が 内 第 条 設 大臣 第二 服 薬 _ 号 -条第三号一号へ及び-及 が 定め び 外 める投薬量で人のです。 用 薬 並 び に マトに第 注 射投を 量第 ボニ 条 + +四 一 日条号

口

分を限 第三号

度

及とされ

る

内

服 大臣

薬

及

び

0)

厚

生 基

一労働

が

定

口

医

品

^补品、

療

等

+ 0

五.

年 質

百

兀 及

び う。是安全

号 全

が +

並

び 担

療 則

担 第

進

第二十

療

規

上

十が

条 設

け

5

n

へて及い

第二

条 号

第三号へ及び、

第二

条第

5外用薬並びに注射形める投薬量又は4人及びト並びに第二人のでいませい

射楽与に十

量第二

+

兀 _

+

日 条

を 指 属 性 する月 合 ジ レゼ コ経 で 定 \mathcal{O} 新 ンエミー ット ム 過 す あ十 医 確 クロ して るも 限 つ四 薬 保 六〇合 て、 条の 等 品略 \mathcal{O} · ナ 配 シ 1 $\bar{\mathcal{O}}$ 캪 ャなンい ○錠 月 に 使 兀 関 医 合 mg H 錠、D あ \mathcal{O} 用 第 す 薬 プー って 初日 ŧ 錠 Ď 品 薬 る - ラデ $\overline{\mathcal{O}}$ スー 剤 項 法 Ċ は、 ア (次に かの 第 律 医 .. ら 1 ジ } 口 薬 療 į \bigcirc ヤ 号昭 厚 起 価 機 \mathcal{O} 品合錠 H P 五%、 投 ヌゼ ツ 掲 生労 に 算 (薬 和 器 がげるも 薬 L 規 等 ۲ 働 て +量 合 価 定 \mathcal{O} 一年 合が錠配会 大臣 力 基 す 品 五. のを除っ ナリ 準 る 年 +錠 が (厚 Α 才 P, 日 デ L ア 指 医 有 < D 配 合 フシ 分 定 生 \mathcal{O} 薬 第 以 合 す 労 収 百 性 ラ 内 イ 働 る 載 を四 ア 及 である。 ディ 期 大 い十 \mathcal{O} び う。是安全 間臣 日 T ア がの 号 全

を指

定

るもの

に

あ

っては、

厚

生 算

労 L 薬

働

大臣

が

指 厚

定する期

経

L

て

ロシャンプーの

(次に掲

げるも

を除 IJ 錠

₹

 \bigcirc

· O

力

ア

品合錠、

属

する

月

 \mathcal{O}

翌月

0 用 第 す 薬

初

日 剤 項

起

て

_ 基 す

生労働

期間日

がの

年準

かの薬

で 第 0) 新

あ

て、

使 兀 関 医

薬

価

価 定

0) 薬 第 効

収

載

つ四

条 等

第 律 医

に 和

る

医

号 昭

のに

性

確

保 薬

Ź

 (Ξ) D 略

及

び

ヤ

力

配

合

略)

 $(\underline{})$

(E) D >

ヤ 合錠

ル

力 В

配

合

錠

及 1

び T

ビ

ク 配

タ 合

ル 錠

ピ

配

合

ス

配

合

限

ラデ

アン

ス 薬

合錠 並三十

A

P

- ラディア 外内であ

H配

Ď

}

ア

ナ

合

錠

ン

ス

В

1

ナ

配

D

1

ア

ナ

合

ナ イ ジェ

1

ナ

配 \bigcirc

合錠

口

 \mathcal{O}

量 合

Ħ デ

分以 フシ

ス ツ Δ 過 す

錠

六 配

 \bigcirc

ス

1 ア

ジ

t

ヌ 配 投

ゼ コ

 \vdash

合錠

}

ゼ Ŧī.

ット %

合 ナ \mathcal{O}

L

アイセ

D 配

錠配

オ

イ

配

合

る錠ン

mg H D

クロ

 $(\underline{})$